

平成十二年総理府・大蔵省令第四十一号

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令

中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）の一部の施行に伴い、並びに信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十七条第六号、第八十七条の四及び第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第二項の規定に基づき、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令を次のように定める。

（届出事項）

第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令・財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 破産手続開始の決定を受け、破産手続開始の決定に対して抗告をし、又は抗告に対して裁判所の決定を受けた場合
- 二 再生手続開始の申立てをし、再生計画認可の決定が確定し、又は再生計画がその効力を失った場合
- 三 更生手続開始の申立てをし、更生計画認可の決定が確定し、又は更生計画がその効力を失った場合

（財務大臣への通知）

第二条 法第八十七条の五に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、前条各号に掲げる場合に該当するときにする届出とする。

（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）

第三条 法第八十九条第二項及び信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十三条第一項において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第五条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおり（第二号から第四号までに掲げる区分にあつては、第三項に規定する海外拠点を有する信用金庫連合会の自己資本の充実の状況に係る区分に限る。）とする。

一 単体自己資本比率（第六項に規定する単体自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
信用金庫又は海外拠点を有しない信用金庫連合会	
海外拠点を有する信用金庫連合会	
非対称区分	
国内基準に係る単体自己資本比率のうちに次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲	
イ 単体普通出資等Tier1比率 四・五パーセント以上	
ロ 単体Tier1比率 六パーセント以上	
ハ 単体総自己資本比率 八パーセント以上	

第一区分	第二区分	命令
国内基準に係る単体自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満	国内基準に係る単体自己資本比率 一パーセント以上二パーセント未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として自己資本の充実に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令
国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲	次に掲げる自己資本の充実に関する措置に係る命令（海外拠点を有する信用金庫連合会にあつてはロに掲げる命令を除く。）
イ 単体普通出資等Tier1比率 二・二五パーセント以上四・五パーセント未満	イ 単体普通出資等Tier1比率 一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	イ 自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行
ロ 単体Tier1比率 三パーセント以上六パーセント未満	ロ 単体Tier1比率 一・五パーセント以上三パーセント未満	ロ 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制
ハ 単体総自己資本比率 四パーセント以上八パーセント未満	ハ 単体総自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満	ハ 総資産の圧縮又は増加の抑制
		ニ 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制
		ホ 一部の事務所における業務の縮小
		ヘ 一部の従たる事務所
		ト 法第五十三条第一項及び第二項の規定により行う業務に付随する同条第三項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第六項の規定により行う業務又は第五十四条第一項から第五十三項までの規定により行う業務に付随する同条第四項各号に

<p>第二区 資本バツ ファー</p>	<p>国内基準に係る 単体自己 資本比率 ○パーセント 以上一パー セント未満</p>	<p>国際統一基準に係る 単体自己資本比率のう ち次のイからハまでに掲げる比率の区分 に及び、当該イからハまでに定める範囲 イ 単体普通出資等Tier1比率 ○パ ーセント以上一・一三パーセント未満 ロ 単体Tier1比率 ○パーセント以 上一・五パーセント未満 ハ 単体総自己資本比率 ○パーセント以 上二パーセント未満</p>	<p>掲げる業務その他の 業務若しくは同条第 五項の規定により行 う業務の縮小又は新 規の取扱いの禁止 チ その他金融庁長官 が必要と認める措置</p>
<p>第三区 国内基準に係 る単体自己 資本比率 ○パーセント 未満</p>	<p>国際統一基準に係る 単体自己資本比率のう ち次のイからハまでに掲げる比率の区分 に及び、当該イからハまでに定める範囲 イ 単体普通出資等Tier1比率 ○パ ーセント未満 ロ 単体Tier1比率 ○パーセント未 満 ハ 単体総自己資本比率 ○パーセント未 満</p>	<p>業務の全部又は一部の 停止の命令</p>	<p>命令</p>
<p>資本バツ ファー 第二区</p>	<p>単体資本バツファー比率 が最低単体資本バツ ファー比率の二分の一 の比率以上最低単体資本 バツファー比率の四分 の三の比率未満である 場合</p>	<p>外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容 （調整税引後利益の四十パーセントの額から、そ の事業年度において既に支出した外部流出額を控 除した額（当該額が零を下回る場合には、零とす る。）を上限として外部流出額を制限する内容を いう。）を含む単体資本バツファー比率を回復す るための合理的と認められる改善計画をいう。） の提出の求め及びその実行の命令</p>	<p>外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容 （調整税引後利益の四十パーセントの額から、そ の事業年度において既に支出した外部流出額を控 除した額（当該額が零を下回る場合には、零とす る。）を上限として外部流出額を制限する内容を いう。）を含む単体資本バツファー比率を回復す るための合理的と認められる改善計画をいう。） の提出の求め及びその実行の命令</p>

<p>レバレッジ 第一区分</p>	<p>単体レバレッジ比率が最低単体 レバレッジ比率の二分の一の 比率以上最低単体レバレッジ 比率未満である場合</p>	<p>経営の健全性を確保するための合理的と認 められる改善計画（原則として自己資本 の充実に係る措置を含むものとする。）の 提出の求め及びその実行の命令</p>	<p>命令</p>
<p>レバレッジ 第二区分</p>	<p>単体レバレッジ比率が最低単体 レバレッジ比率の四分の一の 比率以上最低単体レバレッジ 比率の二分の一の比率未満で ある場合</p>	<p>自己資本の充実に係る合理的と認めら れる計画の提出及びその実行 イ 自己資本の充実に係る合理的と認めら れる計画の提出及びその実行 ロ 総資産の圧縮又は増加の抑制 ハ 取引の通常条件に照らして不利益を 被るものと認められる条件による預金又 は定期積金の受入れの禁止又は抑制 ニ 一部の事務所における業務の縮小 ホ 一部の従たる事務所の廃止 ヘ 法第五十三条第一項及び第二項の規定 により行う業務に付随する同条第三項各 号に掲げる業務その他の業務若しくは同 条第六項の規定により行う業務又は第五 十四条第一項から第三項までの規定によ り行う業務に付随する同条第四項各号に 掲げる業務その他の業務若しくは同条第 五項の規定により行う業務の縮小又は新 規の取扱いの禁止 ト その他金融庁長官が必要と認める措置</p>	<p>命令</p>
<p>資本バツ ファー 第三区</p>	<p>単体資本バツファー比率 が最低単体資本バツフ ァー比率の四分の一の 比率以上最低単体資本 バツファー比率の二分 の一の比率未満である 場合</p>	<p>外部流出制限計画（外部流出額を零に制限する内容 を含む単体資本バツファー比率を回復するための 合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の 求め及びその実行の命令</p>	<p>外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容 （調整税引後利益の二十パーセントの額から、そ の事業年度において既に支出した外部流出額を控 除した額（当該額が零を下回る場合には、零とす る。）を上限として外部流出額を制限する内容を いう。）を含む単体資本バツファー比率を回復す るための合理的と認められる改善計画をいう。） の提出の求め及びその実行の命令</p>
<p>資本バツ ファー 第四区</p>	<p>単体資本バツファー比率 が最低単体資本バツフ ァー比率の四分の一の 比率未満である場合</p>	<p>外部流出制限計画（外部流出額を零に制限する内容 を含む単体資本バツファー比率を回復するための 合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の 求め及びその実行の命令</p>	<p>外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容 （調整税引後利益の二十パーセントの額から、そ の事業年度において既に支出した外部流出額を控 除した額（当該額が零を下回る場合には、零とす る。）を上限として外部流出額を制限する内容を いう。）を含む単体資本バツファー比率を回復す るための合理的と認められる改善計画をいう。） の提出の求め及びその実行の命令</p>

四 単体レバレッジ・バツファー比率（第十三項に規定する単体レバレッジ・バツファー比率をいう。第五条において同じ。）を指標とする区分

レバレッジ第二区分	単体レバレッジ比率が〇パーセント以上最低単体レバレッジ比率の四分の一の比率未満である場合	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は金庫の事業の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令 業務の全部又は一部の停止の命令
レバレッジ第三区分	単体レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は金庫の事業の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令 業務の全部又は一部の停止の命令
レバレッジ・バツファー非対象区分	単体レバレッジ・バツファー比率が最低単体レバレッジ・バツファー比率以上である場合	命令
レバレッジ・バツファー第一区分	単体レバレッジ・バツファー比率が最低単体レバレッジ・バツファー比率の四分の三の比率以上最低単体レバレッジ・バツファー比率未満である場合	外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の六十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む単体レバレッジ・バツファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令
レバレッジ・バツファー第二区分	単体レバレッジ・バツファー比率が最低単体レバレッジ・バツファー比率の四分の一の比率以上最低単体レバレッジ・バツファー比率未満である場合	外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の二十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む単体レバレッジ・バツファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令
レバレッジ・バツファー第四区分	単体レバレッジ・バツファー比率が最低単体レバレッジ・バツファー比率の四分の一の比率未満である場合	外部流出制限計画（外部流出額を零に制限する内容を含む単体レバレッジ・バツファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令

2

銀行法第二十六條第二項の内閣府令・財務省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四條の二第二号に規定する子会社等を含む。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第五條に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおり（第二号から第四号までに掲げる区分にあつては、次項に規定する海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係るものに限る。）とする。

一 第十五項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	信用金庫及びその子会社等 その子会社等又は海外拠点を有しない信用金庫連合会及びその子会社等	命令
非対象区分	国内基準に係る連結自己資本比率四パーセント以上	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲イ 連結普通出資等Tier1比率 四・五パーセント以上 ロ 連結Tier1比率 六パーセント以上 ハ 連結総自己資本比率 八パーセント以上
第一区分	国内基準に係る連結自己資本比率二パーセント以上四パーセント未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として自己資本の充実に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	国内基準に係る連結自己資本比率一パーセント以上二パーセント未満	次に掲げる自己資本の充実に関する措置に係る命令（海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社等にあつてはロに掲げる命令を除く。）自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行
第三区分	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲イ 連結普通出資等Tier1比率 一・二三パーセント以上二・二五パーセント未満 ロ 連結Tier1比率 一・五パーセント以上三パーセント未満 ハ 連結総自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満	命令

<p>第二区 の分</p>	<p>国内基準に係る連結自己資本比率 ○パーセント以上一パーセント未満</p>	<p>国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲に連結普通出資等Tier1比率 ○パーセント以上一・三パーセント未満 ロ 連結Tier1比率 ○パーセント以上一・五パーセント未満</p>	<p>ロ 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 ハ 総資産の圧縮又は増加の抑制 ニ 取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制 ホ 一部の事務所における業務の縮小 ヘ 一部の従たる事務所の廃止 ト 子会社等の業務の縮小 チ 子会社等の株式又は持分の処分 リ 法第五十三条第一項及び第二項の規定により行う業務に付随する同条第三項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第六項の規定により行う業務又は第五十四条第一項から第三項までの規定により行う業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第五項の規定により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 又 その他金融庁長官が必要と認める措置 自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は金庫の事業の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令</p>
-------------------	---	---	---

<p>第三区 の分</p>	<p>国内基準に係る連結自己資本比率 ○パーセント未満</p>	<p>ハ 連結総自己資本比率 ○パーセント以上二パーセント未満 国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲に連結普通出資等Tier1比率 ○パーセント未満 ロ 連結Tier1比率 ○パーセント未満 ハ 連結総自己資本比率 ○パーセント未満</p>	<p>第十六項に規定する連結資本バツファー比率を指標とする区分 命令 外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の六十パーセントの額から、その連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容を含む連結資本バツファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令 外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の四十パーセントの額から、その連結会計年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容を含む連結資本バツファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令 外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の二十パーセントの額から、その連結会計年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容を含む連結資本バツファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令</p>
-------------------	-------------------------------------	---	--



r1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいう。以下この条において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

7 第一項第二号に掲げる表中「単体資本パフファア比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する単体自己資本比率、第十一項に規定する単体レバレッジ比率及び第十三項に規定する単体レバレッジ・パフファア比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

8 第一項第二号に掲げる表中「最低単体資本パフファア比率」とは、銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式において、単体資本パフファア比率（前項に規定する単体資本パフファア比率をいう。第五条において同じ。）について指標となる一定水準の比率をいう。

9 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「外部流出額」とは、信用金庫連合会における次に掲げる事由（単体普通出資等Tier1比率（第六項に規定する単体普通出資等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一 剰余金の配当

二 普通出資持分の自己取得

三 その他Tier1資本調達手段（第六項に規定する単体Tier1比率に算入できる資本調達手段をいい、単体普通出資等Tier1比率に算入できる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

四 当該信用金庫連合会の役員及び経営上重要な職員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払

五 その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

10 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画（同項第二号に掲げる表各項（資本パフファア非対象区分の項を除く。）命令欄又は第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・パフファア非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の実行に係る事業年度の前事業年度における損益計算書の税引前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計上された前項に規定する外部流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

11 第一項第三号に掲げる表中「単体レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第六項に規定する単体自己資本比率、第七項に規定する単体資本パフファア比率及び第十三項に規定する単体レバレッジ・パフファア比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

12 第一項第三号に掲げる表中「最低単体レバレッジ比率」とは、銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する単体レバレッジ比率について指標となる一定水準の比率をいう。

13 第一項第四号に掲げる表中「単体レバレッジ・パフファア比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第六項に規定する単体自己資本比率、第七項に規定する単体資本パフファア比率及び第十一項に規定する単体レバレッジ比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

14 第一項第四号に掲げる表中「最低単体レバレッジ・パフファア比率」とは、銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する単体レバレッジ・パフファア比率について指標となる一定水準の比率をいう。

15 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本パフファア比率、第二十項に規定する連結レバレッジ比率及び第二十二項に規定する連結レバレッジ・パフファア比率以外の比率をいい、同表中「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier

r1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

16 第二項第二号に掲げる表中「連結資本パフファア比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する連結自己資本比率、第二十項に規定する連結レバレッジ比率及び第二十二項に規定する連結レバレッジ・パフファア比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

17 第二項第二号に掲げる表中「最低連結資本パフファア比率」とは、銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、連結資本パフファア比率（前項に規定する連結資本パフファア比率をいう。第五条において同じ。）について指標となる一定水準の比率をいう。

18 第二項第二号及び第四号に掲げる表中「外部流出額」とは、信用金庫連合会及びその子会社等（当該信用金庫連合会及びその子会社等の連結自己資本比率（第十五項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり当該信用金庫連合会の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通出資等Tier1比率（第十五項に規定する連結普通出資等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額の合計額（当該信用金庫連合会及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一 剰余金の配当

二 普通出資持分の自己取得又は信用金庫連合会の子会社等の自己株式（信用金庫連合会の子会社等（会社に限る。次号において同じ。）が有する自己の株式をいう。）の取得（取得請求権付株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十八号に規定する取得請求権付株式をいう。）及び取得条項付株式（同条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。）の取得、同法第四百六十一条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等（同項に規定する金銭等をいう。）の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。）が、同項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。）

三 連結普通出資等Tier1比率に算入できる株式に係る自己新株予約権（信用金庫連合会の子会社等が有する自己の新株予約権をいう。）の取得

四 その他Tier1資本調達手段（第十五項に規定する連結Tier1比率に算入することができる資本調達手段をいい、連結普通出資等Tier1比率に算入することができる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

五 当該信用金庫連合会の役員及び経営上重要な職員並びに当該信用金庫連合会の子会社等（主要なものに限る。）の経営上重要な役員及び職員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払

六 その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

19 第二項第二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画（同項第二号に掲げる表各項（資本パフファア非対象区分の項を除く。）命令欄又は第二項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・パフファア非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する外部流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

20 第二項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第十五項に規定する連結自己資本

比率、第十六項に規定する連結資本バッファ比率及び第二十二項に規定する連結レバレッジ・バッファ比率を除く。)であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

21 第二項第三号に掲げる表中「最低連結レバレッジ比率」とは、銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ比率について指標となる一定水準の比率をいう。

22 第二項第四号に掲げる表中「連結レバレッジ・バッファ比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率(第十五項に規定する連結自己資本比率、第十六項に規定する連結資本バッファ比率及び第二十項に規定する連結レバレッジ比率を除く。)であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

23 第二項第四号に掲げる表中「最低連結レバレッジ・バッファ比率」とは、銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ・バッファ比率について指標となる一定水準の比率をいう。

**第四条** 金庫が、その自己資本比率(単体自己資本比率又は連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。)、又はレバレッジ比率(単体レバレッジ比率又は連結レバレッジ比率をいう。以下この条において同じ。)、が当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて低下したことを知つた後、速やかに、その自己資本比率又はレバレッジ比率を当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該金庫については、当該区分に応じた命令は、当該金庫又は当該金庫及びその子会社等の自己資本比率又はレバレッジ比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該金庫又は当該金庫及びその子会社等の自己資本比率又はレバレッジ比率以下の自己資本比率又はレバレッジ比率に係るこれらの表の区分(それぞれ非対象区分又はレバレッジ非対象区分を除く。)に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的で及ぶことが明らかになつた場合には、当該金庫について、当該金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項(それぞれ単体自己資本比率又は単体レバレッジ比率に係る部分に限る。)、又は第二項(それぞれ連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率に係る部分に限る。)のとおりとする。

2 前条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第三区分又はレバレッジ第三区分に該当する金庫の貸借対照表又は金庫及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。)、合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第二区分の二又はレバレッジ第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 自己資本比率若しくはレバレッジ比率の算出を行う日(以下この項において「算出日」という。)の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるものの当該評価した価額

3 前条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第三区分以外の区分又はレバレッジ第三区分以外の区分に該当する金庫の貸借対照表又は金庫及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号若しくは

は第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第三区分又はレバレッジ第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 信用金庫が預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等を行った同条第一項に規定する救済金融機関又は同法第二百六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第二百六条の二十八第二項に規定する特定合併等を行った同条第一項に規定する特定救済金融機関等に該当する場合には、当該信用金庫について、当該信用金庫が該当する前条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該信用金庫又は当該信用金庫及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率又はレバレッジ比率以上のレバレッジ比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

**第五条** 信用金庫連合会は、外部流出制限計画(第三条第一項第二号に掲げる表各項(資本バッファ・非対象区分の項を除く。))命令欄、同条第一項第四号に掲げる表各項(レバレッジ・バッファ・非対象区分の項を除く。))命令欄、同条第二項第二号に掲げる表各項(資本バッファ・非対象区分の項を除く。))命令欄又は同条第四号に掲げる表各項(レバレッジ・バッファ・非対象区分の項を除く。))命令欄に規定する外部流出制限計画をいう。以下この条において同じ。の実行に係る事業年度又は連結会計年度に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書(銀行法第十九条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。))に記載した資本バッファ比率(単体資本バッファ比率又は連結資本バッファ比率をいう。))又はレバレッジ・バッファ比率(単体レバレッジ・バッファ比率又は連結レバレッジ・バッファ比率をいう。))に該当する第三条第一項第二号若しくは第二項第二号又は同条第一項第四号若しくは第二項第四号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分(それぞれ資本バッファ・非対象区分又はレバレッジ・バッファ・非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バッファ比率又はレバレッジ・バッファ比率に係る区分」という。))が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該信用金庫連合会は、業務報告書に記載した資本バッファ比率又はレバレッジ・バッファ比率に係る区分に係る外部流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該信用金庫連合会について、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本バッファ比率又はレバレッジ・バッファ比率に係る区分に掲げる命令とする。

**附則** この命令は、平成十二年七月一日から施行する。

**附則** (平成二十二年一月一日総理府・大蔵省令第五九号)

この命令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

**附則** (平成一十七年二月二八日内閣府・財務省令第七号)

この命令は、平成十七年一月一日から施行する。

**附則** (平成一八年三月三〇日内閣府・財務省令第四号)

この命令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

**附則** (平成一八年四月二六日内閣府・財務省令第六号) 抄

**附則** (施行期日)

**附則** (平成二〇年二月五日内閣府・財務省令第一〇号)

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年十二月十二日)から施行する。

**附則** (平成二四年二月一五日内閣府・財務省令第一号)

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年三月五日内閣府・財務省令第三号)

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二六年三月六日)から施行する。

附 則 (平成二六年三月二十八日内閣府・財務省令第四号)

(施行期日)

第一条 この命令は、平成二六年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間におけるこの命令による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

四・五パーセント以上	四パーセント以上
六パーセント以上	五・五パーセント以上
二・二五パーセント以上四・五パーセント未満	二パーセント以上四パーセント未満
三パーセント以上六パーセント未満	二・七五パーセント以上五・五パーセント未満
一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	一パーセント以上二パーセント未満
一・五パーセント以上三パーセント未満	一・三八パーセント以上二・七五パーセント未満
〇パーセント以上一・一三パーセント未満	〇パーセント以上一パーセント未満
〇パーセント以上一・五パーセント未満	〇パーセント以上一・三八パーセント未満

附 則 (平成二七年一月二六日内閣府・財務省令第五号)

この命令は、平成二八年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月一五日内閣府・財務省令第一号)

この命令は、平成三一年三月三十一日から施行する。

附 則 (令和五年六月九日内閣府・財務省令第五号)

この命令は、令和六年三月三十一日から施行する。